

東邦チタニウムグループ

# 企業倫理規範

2025年4月1日 改正

東邦チタニウムグループ  
企業倫理規範  
目次

I. 東邦チタニウムグループ 経営理念 .....	1
II. 行動基本方針と環境・品質方針 .....	2
III. 行動基準 .....	3
IV. 組織及び運営要領 .....	5
4. 1 企業倫理規範の運用 .....	5
4. 2 企業倫理推進体制 .....	5
4. 2. 1 推進組織 .....	5
4. 2. 2 コンプライアンスホットライン制度 .....	6
4. 2. 3 遵法点検制度 .....	8
4. 2. 4 教育 .....	9
4. 3 倫理規範違反者に対する処置 .....	10
4. 4 緊急事態発生時の対応 .....	10

## I. 東邦チタニウムグループ 経営理念

### 経営理念

東邦チタニウムグループは  
チタンと関連技術の限りない可能性を追求し  
優れた製品とサービスを提供し続けることで  
持続可能な社会の発展に貢献します

#### (経営理念の解説)

“チタンと関連技術“

金属チタンとその技術を利用した機能化学品分野や新規開発に関する技術を表します。

“限りない可能性を追求し”

素材としてまだ若い金属チタンとその関連技術は進歩の過程にあり、その絶えざる技術革新を行うことを表します。

“優れた製品とサービス“

製品づくりとともに、技術提案などの関連するサービスも積極的に提供することを表します。

“持続可能な社会”

「死んだ地球からはビジネスは生まれない」という言葉がありますが、企業が経済活動を行う際、その基盤となる環境や社会が崩れてしまつては経済社会の未来はあり得ません。以上の認識に下、“持続可能な社会”とは、経済、環境及び社会の各側面から将来に亘って持続可能な地球社会を意味します。

## Ⅱ. 行動基本方針と環境・品質方針

### 行動基本方針

私たちは、経営理念を実現するため次の3つの基本方針に基づき行動します。

1. 安全とコンプライアンスを最優先し、健全で公正な企業活動を行います。
2. 変革と創造を実践し、従業員と企業の持続的成長を果たします。
3. 顧客、地域社会、株主をはじめとする全てのステークホルダーと対話を進め、信頼・共生関係を築きます。

※参照 上記の行動基本方針は、従業員一人一人の行動を定めたものです。

東邦チタニウムグループとして、以下に示す個別の基本方針を定めています。

- ・ESG経営基本方針(ESG推進規程)
- ・安全衛生基本方針(安全衛生・環境管理推進要綱)
- ・環境基本方針(環境管理マニュアル)
- ・品質基本方針(品質保証マニュアル)
- ・リスク管理基本方針(リスク管理規程)
- ・内部統制システム構築の基本方針(内部統制システム構築の基本方針)

## Ⅲ. 行動基準

### 1. 社会での有用性

- イノベーションを通じ、社会に有用な製品・サービスを生産・提供します。

### 2. 人権保護と労働環境

#### 2.1 人権の尊重

- 人権と多様性を尊重し、性別、年齢、人種、国籍、信条、宗教、障害、社会的身分、性的指向等による差別を行いません。また、職場・事業上での各種ハラスメントなど人格を無視する行為、不当な取り扱いや差別を防止する措置を取ります。
- 人権に関する国際規範を尊重し、児童労働、強制労働・奴隷労働やこれらにつながる取引を行いません。
- 適正な労働時間管理を行うとともに、ワークライフバランス(仕事と生活の調和)の実現に努めます。
- 労働者の団結権、団体交渉権を尊重し、労使間の円滑なコミュニケーションの確保に努めます。
- プライバシーを尊重し、ステークホルダーの個人情報を適正に管理します。

#### 2.2 労働安全衛生

- 安全・衛生的で働き甲斐のある快適な職場環境の実現に向けて、適切な労働環境・労働条件の確保・維持と労働災害・疾病の予防に努めます。
- 製品中および生産工程で使用する化学物質が人の健康や安全を脅かすことがないように、各国法令に基づき化学物質の管理とサプライチェーンへの適正な情報開示を徹底します。

### 3. 公正な事業活動

#### 3.1 法令遵守

- 関係各国の法令を遵守した事業活動を行います。

#### 3.2 製品の品質と安全性

- お客様の期待に応える価値を創造し、安全で高品質な製品・サービスを提供します。

#### 3.3 公正な取引

- 不当・不正な手段による利益追求は行わず、各国の競争法を遵守し、健全な競争と公正な取引を行います。
- サプライヤーとは対等・公正な取引関係を構築します。
- 第三者の知的財産を尊重します。
- 各国の貿易管理規制を遵守し、平和と安全を脅かす取引には加担しません。
- 「紛争鉱物」の調達など、地域紛争や人権侵害を助長する可能性のある取引を行いません。
- 「反社会的勢力」とは関係を遮断し、資金洗浄にも加担しません。

#### 3.4 腐敗行為の防止

- 公務員等および取引先に対して、法律または社会通念の範囲を超える経済的利益その他の便益の約束、申し出、許可、提供または受領を行いません。
- 誠実に職務を遂行し、会社の利益に反して自らや第三者の利益を図る行為を行いません。

### 3.5 会計・税務・財務情報等

- 法令・会計基準・社内規程に基づき適正に会計処理・記録と納税を行います。
- 法令・証券取引所規則等に基づき、適時・適切に財務情報その他の会社情報の開示を行います。
- インサイダー取引や、インサイダー取引を誘発する行為は行いません。

### 3.6 会社の資産・情報の管理と活用

- 事業活動を通じ価値を創造し社会に提供するため、会社が有する資産・情報の適切な管理と有効活用に努めます。
- 会社の資産を私的利用など業務以外の目的に使用しません。
- 秘密情報は厳重に管理し、その漏洩防止のための対策を講じます。

### 3.7 内部通報者の保護

- 内部通報の機密性を維持し、内部通報者に対して不利益となる行為は行いません。

## 4. 環境保護、社会との共生

### 4.1 環境に配慮した事業活動

- 計画・調達・生産・配送・販売・保管などの事業活動全体を通じ、サプライチェーンとも協力しつつ、資源の有効利用、省エネルギー、リサイクルの拡大など環境負荷の低減に努めます。
- 地域の環境保全のため、環境汚染の未然防止を徹底します。また、地域の環境美化に貢献します。

### 4.2 情報開示とコミュニケーション

- 顧客、取引先、株主、従業員、行政、地域社会などステークホルダーとのコミュニケーションを促進し、経営の透明性を高め、説明責任を果たします。

### 4.3 地域社会との調和と貢献

- 事業活動を行うに当たり、その国や地域の文化や慣習を尊重します。
- 「良き企業市民」として地域社会に貢献します。
- 地域社会の一員として地域と協調した防災対策を進めます。また、サプライチェーンの一員として、災害に直面しても供給責任を果たせるよう対策を講じます。

本行動基準に反する行為を行った場合、グループ各社の社内規則に基づき処分される場合があります。

## IV. 組織及び運営要領

### 4. 1 企業倫理規範の運用

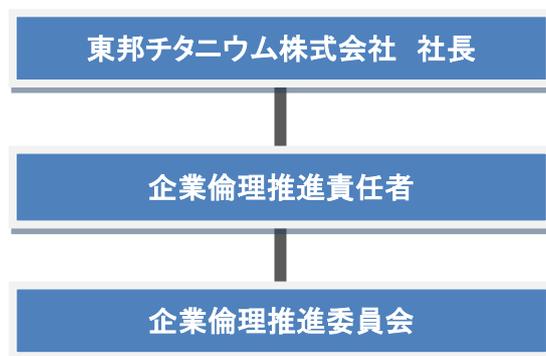
- ① この規範は、東邦チタニウムグループの構成員（役員、社員、嘱託、派遣社員・パート等、海外に赴任している者も含む）全てに適用されます。
- ② この規範の改正については、東邦チタニウム株式会社の ESG 推進部長が起案し、I. 経営理念、II. 行動基本方針及びIII. 行動基準については同社取締役会が、IV. 組織及び運営要領については同社社長が決定します。
- ③ この規範は、適宜改正される可能性があり、東邦チタニウムグループの構成員は、定期的にこれを確認する必要があります。いつでも内容を容易に閲覧できるよう、社内LAN等に常時掲載します。

### 4. 2 企業倫理推進体制

#### 4. 2. 1 推進組織

東邦チタニウム株式会社社長の下に企業倫理推進責任者、企業倫理推進委員会を設置します（下記組織図および企業倫理推進委員会の概要参照）。企業倫理推進委員会では、倫理法令遵守に関する全社方針の策定や遵守状況のチェックなどはもとより、抜本的な解決策を必要とする事項などについても積極的に検討を行ないます。

#### 【組織図】



#### 【企業倫理推進委員会の概要】

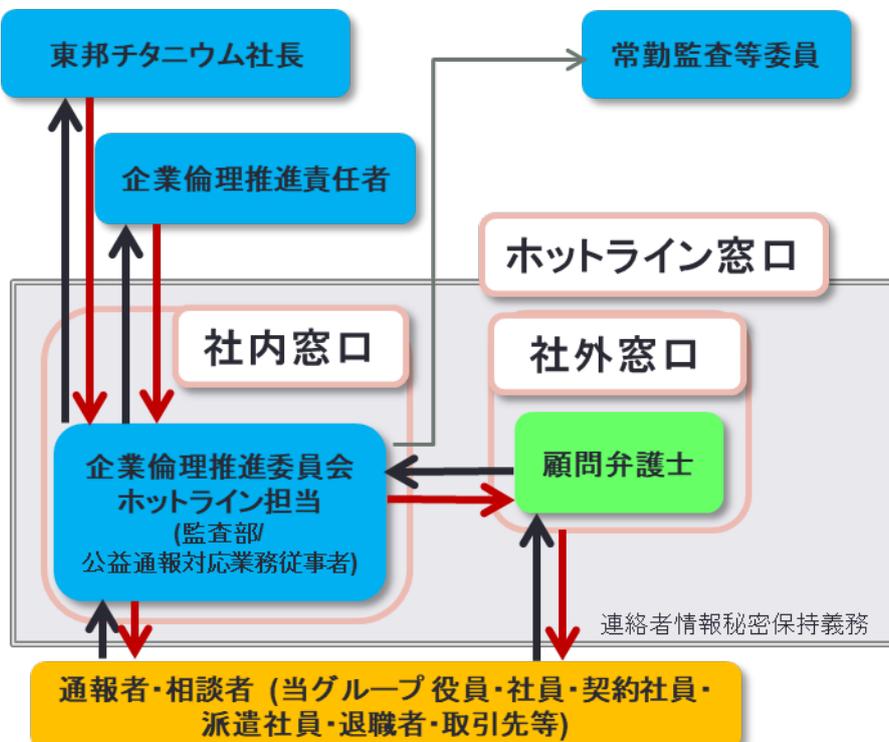
構成	委員長	企業倫理推進責任者：副社長または社長が指名した者（執行役員以上）
	委員	執行役員、本部長、事業部長、委員長が指名した者
	オブザーバー	常勤監査等委員、監査部長、委員長が指名した者
	事務局	ESG 推進部
役割	企業倫理推進委員会	● 倫理法令遵守に関する全社方針の策定

		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 倫理法令遵守マネジメントシステムの見直し</li> <li>● 開催頻度・・・1回／年、並びに必要なの都度など</li> </ul>
	企業倫理推進責任者	倫理方針の推進に取り組む最高責任者
	事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 行動基本方針、行動基準の管理と改訂作業</li> <li>● 状況に応じた推進活動計画の見直し</li> <li>● 企業倫理教育計画の策定</li> <li>● 倫理法令遵守に関する社外情報の収集</li> <li>● 実施状況の把握と報告</li> </ul> など
下部組織	コンプライアンスホットライン	東邦チタニウムグループ内部通報規程に基づき運営

#### 4. 2. 2 コンプライアンスホットライン制度

日頃の業務の中で、コンプライアンス上の問題に気付いた場合は、職場内で解決することが基本ですが、内容や状況によっては上司に相談することがためられる場合もあります。そのような場合に備え、当社では「コンプライアンスホットライン制度」を設け、社内と社外(弁護士)にホットライン窓口を設置しています。

##### 【コンプライアンスホットラインの窓口】



ホットライン担当者名はイントラネットに掲載する

この制度では、当社グループの役員・社員、嘱託社員、パート、アルバイト、派遣社員、退職者、お取引先から

のご相談・ご連絡を受付けます。寄せられた相談・通報については、事実関係調査を行い、調査結果に基づき是正処置を行います。

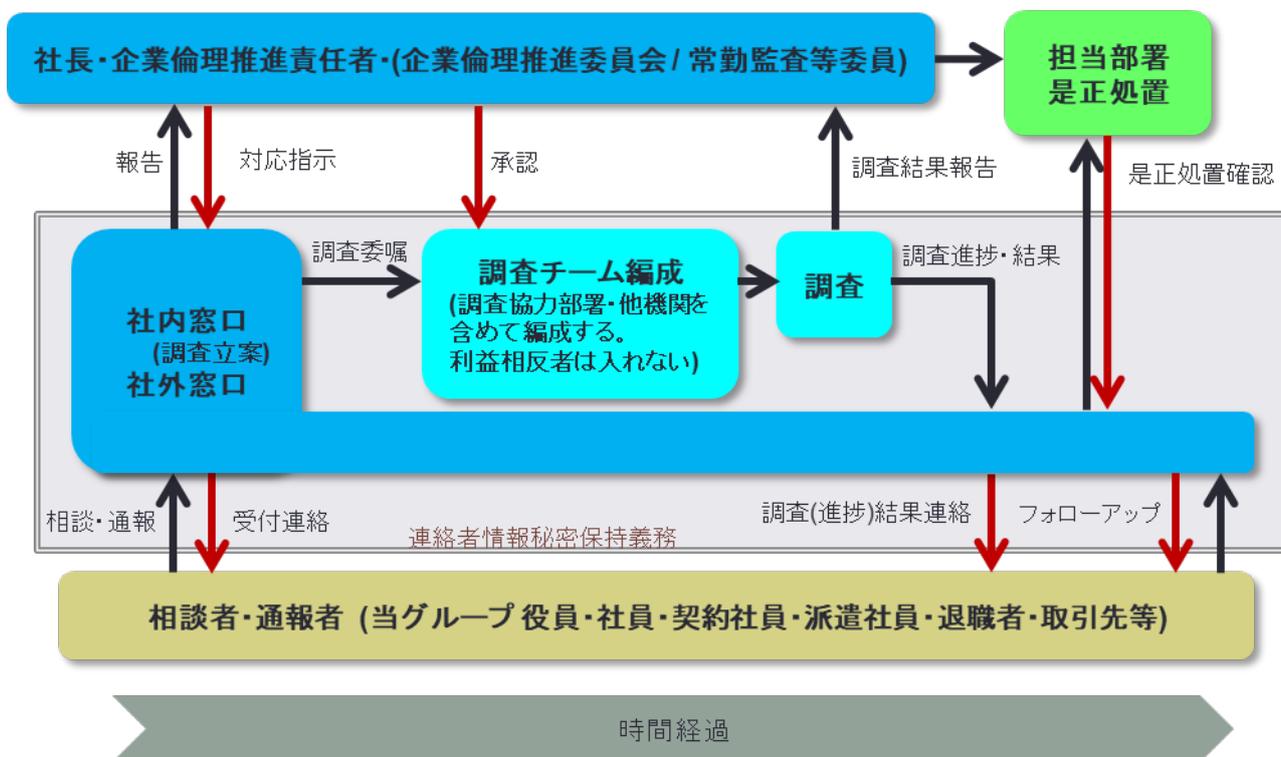
また、相談者・通報者に対しては、相談・通報したことによる不利益を禁止したうえで、**相談・通報者に関する情報は秘密保持**するように運用しています。

詳細については「東邦チタニウムグループ コンプライアンスホットライン規程」により運用いたします。

## 【コンプライアンスホットラインの概要】

制度名称	コンプライアンスホットライン	
目的	不祥事の早期発見と未然防止によるコンプライアンス体制の強化	
連絡先と手段	社内窓口	企業倫理推進委員会 ホットライン担当 (住所) 〒220-0005 神奈川県横浜市西区南幸町1-1-1 JR横浜タワー 22階 (電話) 090-8100-1040 窓口専用番号 営業日の8:10~17:00(日本時間) 内線600 (E-mail) hotline@toho-titanium.co.jp 日本語または英語
	社外窓口	弁護士(野村綜合法律事務所内 東邦チタニウム通報窓口) (住所) 〒100-0011 東京都千代田区内幸町2-2-2 (電話) 03-3591-1173 (FAX) 03-3591-1172 (E-mail) nomura-sogo.speakup@n-lo.jp
	原則実名だが匿名も可(匿名の場合も可能な範囲でフィードバックする)	
対象者	東邦チタニウムグループの役員、社員、嘱託社員、契約社員、派遣社員、パート、アルバイト、退職者、取引事業者	
相談・通報内容	コンプライアンス上問題あるいは問題となる可能性のある案件 個人の生命、身体、財産その他の権利を害する案件 当社(グループ会社)の社会的信用を侵害する案件 (会社の経営方針に対する意見、人事に関する不満や意見、個人を誹謗、中傷するような事項、不正目的の事項はお断りします)	
相談・通報者の保護	相談・通報者が相談・通報したことを理由として不利益(解雇、取引打ち切りなど)を被らないことや、相談・通報者を探索の禁止を規定し、相談・通報者を保護する。	
秘密保持義務	相談・通報者の情報はホットライン窓口、調査チームに限定し、秘密保持義務を負う	

### 【コンプライアンスホットラインの対応フロー】



### 4. 2. 3 遵法点検制度

コンプライアンスの中心的な活動として、グループ全体で従業員一人ひとりの遵法意識を高め、より効果的に遵法体制を構築するため、「遵法点検」を実施します。具体的には、年1回、各職場の日常業務をコンプライアンスの観点から客観的に振り返り、疑義があるものや是正が必要なものを抽出し、これらについて具体的な改善を図ります。

#### 【遵法点検実施要領】

<b>遵法点検 の目的</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 法令等<sup>(*)</sup>に違反するおそれのある行為や事実の有無を確認し、その後その対応案を作成し実行につなげる。粗探しではなく、あくまでも社員が、違法行為や事故・災害、また品質問題などにつながるような不安に感じていることを申告してもらい、これを職場で共有し解決すること。</li> <li>● 従業員一人一人の遵法意識を向上させること。</li> </ul> <p><sup>(*)</sup>遵法点検での法令等とは、法令(省令、条例等を含む)の他、社内規則や一般的な倫理に関するものも含む。以下、遵法点検で対象とするもの：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 各職場(あるいは他職場でもよい)に関連する法令(法律、地方自治団体条令)</li> </ul>
---------------------	---

	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 社内規則、協約等</li> <li>◇ 規格・標準・基準・手順類</li> <li>◇ 契約類</li> <li>◇ 一般的な倫理に関する事項</li> </ul>
<b>遵法点検 実施方法</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 実施頻度：原則年1回</li> <li>● 職制の面談による遵法点検 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 自部署の社員全員（嘱託・派遣社員を含む）を対象とする。</li> <li>➢ 係長職以下の社員については個人面談（賞与等における面談を活用）、個人面談が出来ない場合は職場懇談会・朝礼・連絡会等のグループ単位での討議により、法令等への違反行為、または違反するおそれのある行為（懸念も含む）の有無を確認する。</li> <li>➢ 面談者、討議時の質問者は、課長職またはGM以上とする。</li> <li>➢ 上記の面談、討議において、法令等などの違反や日頃疑問に感じていること、不安に思っていることなど些細なことも自由に発言してもらおう。発言の準備ができていないときは日程を変更し、後日改めて実施する。</li> <li>➢ 遵法点検での発言や申告によって個人の就業上不利な取り扱いは一切行わない（これは予め説明する）。</li> <li>➢ 課長職以上の社員については、法令違反またはその懸念等がある場合、自ら「遵法点検シート」に記入する。</li> <li>➢ 遵法点検の結果を「遵法点検シート」に記入のうえ、事務局（ESG 推進部）に提出する。</li> </ul> </li> <li>● 職制の面談による遵法点検を原則とするが、企業倫理推進委員会の事前承認のうえ、同様の趣旨の代替方法に替えることができる。</li> </ul>
<b>対応策の 検討</b>	<p>上記の遵法点検で指摘された問題について、自部署の問題については自部署にて対応策を策定する。全社的问题また他部署に問題については、事務局が該当する部署に対策策定を依頼する。</p>
<b>対策実施</b>	<p>事務局は、各問題について対策の実施を各部署に要請する。</p>
<b>フォローア ップ</b>	<p>事務局は年度末までに各問題の対応策実施状況を確認する。</p>

#### 4.2.4 教育

企業倫理に関する教育については、全構成員共通の教育メニューとして位置づけ、継続的に研修を実施します。また、個別・具体的な法令に関する専門教育については、別途実施します。

### 4. 3 倫理規範違反者に対する処置

当社就業規則第9章第53条から第58条に懲戒規定が定められており、規範違反によりもたらされた結果が、就業規則の規定の各号に該当する場合はこの対象となります。また、悪意や重大な過失によって行なわれた規範違反行為は、就業規則に則り厳格に処分されるとともに、会社等に経済的損害を発生させた場合には損害賠償を請求されることがあります。

### 4. 4 緊急事態発生時の対応

法令違反、不祥事、犯罪行為など経営に重大な影響を及ぼす企業倫理・コンプライアンス上の緊急事態が発生した場合は、「**危機・緊急事態対応規程**」に従い対応します。